

共通書類(1部)

建設 工事	設計 ・ 測量	土木 施設 管理	書類名	摘 要
			1 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 <写し可>	【法人のみ対象】 ・発行日が申請日前3か月以内のもの
			2 法人番号の確認資料(「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報の画面を印刷したもの)	【法人のみ対象】 ・「国税庁法人番号公表サイト」で法人名及び所在地等から検索して確認した法人情報の画面を印刷してください。 法人番号は、国税庁が平成27年10月以降に法人の登記上の所在地あてに送付した「法人番号指定通知書」に記載された13桁の番号です。 1法人に1つの法人番号のため本店・支店・事業所とも同じ法人番号を使用してください。
			3 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3) <写し可>	【法人のみ対象】 ・税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ・免税事業者の場合も、必ず提出してください。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引23ページに掲載している書類を提出してください。
			4 身分証明書 <写し可>	【個人事業者のみ対象】 ・本籍地の市区町村が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ・破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことを証明する書類です。
			5 登記されていないことの証明書 <写し可>	【個人事業者のみ対象】 ・発行日が申請日前3か月以内のもの ・後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことの証明 ・登記されていないことの証明書を提出できない場合は、「欠格事由に関する誓約書」(様式B-7)を提出してください。 詳しくは、東京法務局のホームページで確認してください。 https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/static/i_no_02.html
			6 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の2) <写し可>	【個人事業者のみ対象】 ・税務署が発行したもので、申請日前3か月以内のもの ・免税事業者の場合も、必ず提出してください。 ・新型コロナウイルス感染症等の影響による納税の猶予制度を受けていて、納税証明書が発行されない場合は、申請の手引23ページに掲載している書類を提出してください。
	-	-	7 経営事項審査の総合評定値通知書の写し(2部)	・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のものの(総合評定値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)

建設 工事	査 計 測 量 調	維 持 土 施 理 設	書類名	摘 要
-	-	○	8 社会保険等の加入確認資料の写し	<p>[以下の場合のみ対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> 一部の自治体に対し、建設工事を申請せず、土木施設維持管理を申請する場合 申請の手引4～10ページ参照。 新型コロナウイルス感染症等の影響による猶予制度を受けていて、必要書類が提出できない場合は、申請の手引23ページに掲載している書類を提出してください。 経営事項審査の総合評定値通知書で社会保険等が「無」の場合
-	-	-	9 建設業許可通知書の写し又は許可証明書 <写し可>	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在で有効なすべての業種について提出してください。 許可通知書(証明書)の商号・代表者等が現状と異なる場合、 行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 1 2
-	-	-	10 建設業許可に係る申請書類の写し 建設業許可申請書(様式第1号) 営業所一覧表(別紙二) 建設業法施行令第3条に規定する 使用人の一覧表(様式第11号)	<ul style="list-style-type: none"> 申請日現在で有効なすべての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加) は、許可行政庁の收受印が押されているものに限り、受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 1 2 主たる営業所で申請する場合、は不要です。 <p>建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・建設業法施行令第3条に規定する使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(どちらも行政庁の收受印が押されているもの)の写しも提出してください。 1</p>
-	-	-	11 資格情報を証明する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 「電気工業」「管工業」「電気通信工業」「消防施設工業」の一部の受注希望工事を申請する場合、提出してください。 管工業の浄化槽工事は申請する事業所で届出が必要です。変更がある場合は変更届の写しの提出も必要です。 <p>申請の手引6～7ページ参照。</p>
-	-	-	12 登録状況を証明する書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 登録されているものがある場合は、提出してください。 測量業務及び建築関連コンサルタント業務(建築意匠)を申請する場合は、申請する事業所が登録されていることがわかるもの(申請する事業所の名称及び所在地が記載されているもの)を提出してください。変更がある場合は変更届の提出も必要です。 <p>申請の手引6～7ページ参照。</p>
-	-	-	13 障害者雇用に係る書類 (、 のどちらかを提出) 障害者雇用状況報告書の写し 障害者雇用の状況(様式B-5)	<p>[障害者を1人以上雇用している場合]</p> <p>「障害者雇用状況報告書」の提出義務のある者(従業員の総数が43.5人以上) 公共職業安定所に提出した障害者雇用状況報告書(令和5年6月1日現在のもので、行政庁の收受印が押されているもの)の写しを提出してください。 電子申請の場合は、申請後の到達確認メールを印刷したものを合わせて添付してください。</p> <p>「障害者雇用状況報告書」の提出義務のない者(従業員の総数が43.4人以下) 障害者雇用の状況(様式B-5)(申請日時点)を提出してください。</p>

- 1 電子申請で收受印が無い場合は「CIPの申請・届出内容画面を印刷したものを提出してください。
- 2 更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と行政庁の收受印が押されている更新申請書の写しも提出してください。

建設 工事	査 計 測 量	維 持 管 理 施 設	書類名	摘 要
			14 ISO9001 認証取得登録証の写し	<p>【登録がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公財)日本適合性認定協会(JAB)(又はJABと相互承認している認定機関)に認定された認定機関が認証した登録証 ・申請日現在有効なもの ・登録範囲が申請業務について取得している場合に限りです。 <p>(参考)(公財)日本適合性認定協会(JAB) https://www.jab.or.jp/system/iso/search/</p>
			15 ISO14001 認証取得登録証の写し	<p>ISOの認証が「製造」等で申請業務以外の場合は対象となりません。</p> <p>登録証で登録範囲が確認できない場合は付属書の写しも提出してください。</p> <p>外国語で記載されている場合は訳文を添付してください。</p>
	-	-	16 監理技術者の状況(様式B-6)	<p>【監理技術者が1人以上いる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者の写し ・2名以上いる場合であっても1名分のみとしてください。 <p>有効期間内のもので、資格者証に記載されている所属建設業者名が申請事業者と一致しているものに限りです。</p> <p>追加申請と同時に監理技術者の人数の変更はできません。人数を変更したい場合は、追加内容が有効になってから変更申請で手続きしてください。</p>
	-	-	17 建設業労働災害防止協会加入証明書 <写し可>	<p>【加入している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業労働災害防止協会の都道府県支部が発行したもので、申請日前3か月以内のもの

共通書類に関するの問合せ先

埼玉県 総務部 入札審査課

TEL 048-830-5771